

パブリックコメント及び県民説明会 に寄せられた意見の概要 と県の考え方

1 寄せられた意見の数

	県民説明会		パブリック コメント	計
	富山会場	高岡会場		
意見数	23件(16名)	22件(13名)	30件(14名)	75件(43名)

2 意見の内容

項 目	件 数	項 目	件 数
森づくりのための計画	1	作業道の整備	4
多様な森づくり	7	地域通貨	2
県民参加の森づくり	11	評価・改善	3
森林境界の確定	4	税全般	11
県民意識の醸成	8	基金	1
森林資源の利用促進	9	条例	1
提案型事業	3	その他	10

3 寄せられた主な意見

(1) 森づくりに関すること

主な意見としては「森林の境界確定が必要」「県民の意識醸成をしっかりとやってほしい」「ボランティアの支援をしっかりとやってほしい(地域通貨制度の導入)」「県産材の利用促進が必要」などの意見が寄せられているが、これらについては、現行施策と税による取組みにより対応できるものと考えている。

(2) 税に関すること

主な意見としては、「早急に税の導入に取り組んでほしい」というものが多数を占めた。その他の意見としては、「税額の値上げはあるのか」「徴税期間の延長はあるのか」「水の使用量に応じた負担が妥当ではないか」などの意見が寄せられているが、いずれの意見もこれまでの検討委員会で検討された内容に関するものである。

4 寄せられた意見に対する県の考え方

パブリックコメント及び県民説明会で寄せられた個々の意見に対する県の考え方については、当委員会におけるこれまでの検討内容を踏まえ、次のとおり回答したいと考えている。

パブリックコメントおよび県民説明会で寄せられた意見の内容 と県の考え方

NO	項 目	意見の内容	県の考え方
1	森づくりのための計画	森づくりプランの策定には、広く県民や団体が提案できる仕組みが必要だと思う。	地域の森づくりの実行計画である市町村森づくりプランの策定段階で、「森づくり協働会議（仮称）」を開催するなど、地域住民や森林所有者などの意見・提案を反映できる仕組みを考えています。
2	多様な森づくり	斜面の上で大きく生長した木が土砂災害の発生源とも考えられていますが、森林を整備し、大きく木を育てた後のことを考えているのか？	基本的に、森林を整備し大きく育てた森林は、高木・中低木・下草による階層構造がしっかりしており、災害防止などの公益的機能が高度に発揮される森林となります。 ご指摘のケースは、急斜面など危険な箇所に育った立木のことを指していると考えられますが、このような災害発生を助長しかねない立木は森林整備の際に伐採するよう心がけているところです。
3	多様な森づくり	税が導入されても全ての森林を健全に保つことは難しいと考えられる。将来にわたって、できるだけ多くの森林を健全に保つため、新たな管理手法が必要だと思いますが、これについてどう考えていますか？	新たな税を導入した場合、その使途として、 ・植林されたまま放置されたことにより暗くなり、下草が生えずに降雨時に雨水と土砂が一気に流出してしまうような森林。 ・長期間の放置により暗くなり、クマの活動域となることが懸念される森林。 ・放置された竹林や周辺森林に拡大している竹林。 など、このまま放置すれば森林の公益的機能の低下により、県民の安全・安心・快適な生活が脅かされるおそれのある森林を対象に森林の再生・整備を考えています。 このような森林で、特に再生・整備が必要なところを、市町村が森林所有者や地域住民、森林ボランティアなどの意向を反映して「市町村森づくりプラン」において指定し、その中から、県が緊急性等により優先順位をつけ計画的に再生・整備していきたいと考えています。
4	多様な森づくり	手入れ未実施林のうち、整備が必要な森林が2,920ha というのは少ないのではないかな？	この整備面積は、「当面緊急に整備が必要な森林」として、傾斜・標高・土壌条件などのデータや森林病虫害・台風・降雪などによる被害森林の現状などから想定したものです。 具体的な整備の内容やその面積については、地域の森づくりの実行計画である「市町村森づくりプラン」の策定時に検討いただくこととなります。
5	多様な森づくり	県西部の風雪被害により、やる気をなくしている森林所有者の山林が多く存在している。これら被害林の復旧整備を行っていただきたい。	本県では、県西部を中心に平成16年1月に大規模な雪害、さらには同年10月の台風23号の風害と相次ぐ森林災害に見舞われ、延べ518haもの森林が深刻な打撃を受け、公益的機能の低下が懸念されることから、跡地の復旧が緊急の課題になっています。 これら跡地の復旧については、「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会」から報告を受けた施策を基に、県民のご意見を伺いながら、県においてさらに検討を行い、県民全体で支える森づくりのための施策として緊急性の高いものから優先して実施していきたいと考えています。

NO	項 目	意見の内容	県の考え方
6	多様な森づくり	人工林への対策には、活力ある森林整備、積極的な間伐、良質材を目的とした森林整備、適地適木主義の徹底、不成績造林地の見直し、県産材市場を5～30%程度に高めることなどが必要である。	森林所有者による健全な森林整備への支援は、これまでと同様に国の制度や補助を積極的に活用することなどにより対応したいと考えています。 また、新たな税を導入するとした場合における人工林への対策としては、 ・長期間放置され荒廃した人工林 ・台風や降雪により被害を受けた人工林 の公益的機能の回復を図るための、針広混交林への誘導や風雪被害林の復旧整備を行うことを考えています。
7	多様な森づくり	間伐、枝打ちの促進をしてほしい。	新たな施策では、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、長期間放置され荒廃した人工林に対して強度の間伐を行い、林内を明るくし、広葉樹の侵入を促すなどして、針広混交林化を進める考えです。 なお、林業経営としての間伐や枝打ちへの支援は、これまでと同様に森林所有者にも一部負担をいただきながら、従来の財源で対応したいと考えています。
8	多様な森づくり	カシノナガキクイムシの被害が多発しているので、早急な対応が必要である。	カシノナガキクイムシの被害が拡大しています。平成17年度に被害調査をおこなったところ、約15,000本の被害木が確認されました。 そのため、現行施策では被害処理までしかできないことから、被害跡地の復旧整備に取り組んでいきたいと考えています。
9	県民参加の森づくり	森林整備を行うにあたっては、現場毎の難易の差があるため、初心者、経験者、熟練者などに分けて進める必要があるのでは？	伐採や間伐などの作業は作業効率や安全の面から経験者や熟練者がすべき作業であると思われます。 そのため、伐採や間伐などの作業では経験者や熟練者中心、下刈りや枝打ちなどの作業では初心者中心とするなど、現場や作業の難易によって適切に役割分担することも必要であると考えています。
10	県民参加の森づくり	ボランティア活動への過度の重視は、森づくりを継続するうえで問題があると思います。危険が伴う森林作業には、少数の熟練者と高性能林業機械による作業が適当ではないか。	
11	県民参加の森づくり	藪状になった里山での作業は危険を伴うため、指導者の責任は重大である。	
12	県民参加の森づくり	富山県では、年間何人の方がボランティアに参加しているのか？ また、県側が望む参加者数はあるのか？	年間のボランティア参加者数については、独自に活動している団体もあることから正確な人数は把握できませんが、現在のところ「とやまの森づくりサポートセンター」に登録している団体数は26、人数は1,939人となっており、県としてはこれらボランティアに対して幅広い支援を行い、活動の輪を広げようと考えています。 当面は、現在のサポートセンターの登録人数を倍に、また、活動も倍になるよう考えています。

NO	項 目	意見の内容	県の考え方
13	県民参加の森づくり	本団体では、有償ボランティアを実践・普及していきたいと考えているが、ボランティアに対する謝礼(人件費)は支払われるのか？	現在のところ、ボランティアの方に謝礼を支払うことは想定していませんが、他県ではボランティアの活動を支援する目的で「地域通貨制度」という新しい取り組みが行われています。本県においても、このような取り組みを行いたいという地域があれば、支援をしています。
14	県民参加の森づくり	様々な分野(学校教育、家庭、職場、森林関係団体、職場など)で一本化した取り組みが推進できるか、また、実際に森へ入り得た森林の知識が本当に正しいことなのかなど、私もボランティアに加わりながらも疑問に持つことがあります。いろいろな視点からより正しい進め方をしなければと思います。	昨年、本県が設置した「とやまの森づくりサポートセンター」において、 ・ボランティアの登録制度をつくり、県民参加の輪を広げること ・ボランティアと森林所有者等との橋渡しをすること ・必要な資機材の貸し出しを行うこと ・専門家による技術的なアドバイスや研修を行うこと などの支援を行うこととしております。
15	県民参加の森づくり	本日がとやま森林サポーターの会の本年度第1回目の活動日でした。12名の方が新規に参加されたところですが、ノコギリやナタといった基本的機材が支給されておらず、意気を込めて参加したのに、ボランティア精神がそがれた感じでした。必要な機材は、是非早急に手配していただきたいと思います。	また、森林の荒廃が深刻化している現状や森林整備の必要性などについて、県民に広く知っていただくためのフォーラムや、県民が森林に関心を持っていただけるようなイベント等を参加しやすいかたちで開催するとともに、子供たちを対象とした森林環境教育を積極的に推進していきたいと考えています。
16	県民参加の森づくり	森づくりに参加するために知識や技術を習得したいと思うが、講座や技術指導をしてもらえる仕組みはあるのか？	
17	県民参加の森づくり	様々なグループが森にかかわる活動を行っている。しかし、県内あるいは全国でどのような活動がどのように行われているのか、といった情報がなかなか入ってこない。県内のグループの状況がわかる仕組みが必要ではないか？	
18	県民参加の森づくり	森づくりに携わってみたいと思っており、このような活動を行う団体に参加してみようと思っている。たくさんの団体があると思うが、手軽に全ての団体のことがわかるような、あるいは、それらをまとめているような組織はあるか？	
19	県民参加の森づくり	林業担い手の対策として、フリーターやニートなどの若者に森林作業を体験させることを考えてはどうか？	県では、「草刈り十字軍運動への支援」や「県民がボランティア体験等を実施する機会の提供」を既存の財源で行っており、そのなかで、フリーターやニートと呼ばれている方も含めた幅広い県民に森づくりに取り組んでいただけるような支援を行っています。

NO	項 目	意見の内容	県の考え方
20	森林境界の 確定	県内には整備が必要な里山がたくさんあるが、境界や所有者がわからないため、手をつけられないものがたくさんあります。まず、そういうところから進めないと山林の整備ができないのが現状である。	森づくり活動を進めていくにあたって、森林境界の確定は大変重要だと考えています。 そのため、県では、間伐など適切な人工林整備の推進を目的として、平成13年度から森林境界の明確化のための調査・測量に対する支援を行っています。 また、里山境界の確認については、里山整備のための条件整備として、里山整備活動の要望などに配慮しつつ取組みが推進されるよう支援していきたいと考えています。
21	森林境界の 確定	「森林境界の確認」が新たな施策としてあげられているが、どれくらいの規模で行われるのか教えてほしい。また、その際、確認の容易な公有林等を優先して行われるような気がするが、最も荒廃しているのは境界や地主の不明な山です。まず先にそのような山の境界確認を優先的にお願いしたい。	
22	森林境界の 確定	森林の境界確定が里山の森づくり活動の基礎的問題点である。	
23	森林境界の 確定	これまでの地域活動で、森林境界を明確にすることで所有者の森林整備意欲が出てくることを感じています。健全な森づくりを進めていくため、森林境界の明確化のために税の一部を使っていただきたい。	
24	県民意識の 醸成	スギ林を針広混交林にすることで、公益的機能が向上するというデータはあるのか？ 税の使途とするのであれば、機能の向上をデータとして示すなどの、PRが必要ではないか？	針広混交林化による公益的機能の向上については、全国的にも調査例が少なく、これを裏付けるデータはありません。しかし、手入れが行き届かなくなった人工林では林内が暗くなることで低木や下草が乏しく、また、土壌の発達も悪いため、水土保持機能等の公益的機能が低下するとされています。 また、実施した事業の成果については、県民に分かりやすく公表する必要があると考えています。
25	県民意識の 醸成	県民はきれいな水、きれいな緑をより一層求めているが、そのありがたみをわかっていない。森林に対する心の豊かさを醸成するようなことを、税の使途として反映させしっかりやっていただきたい。	森林の荒廃が深刻化している現状や森林整備の必要性などについて、県民に広く知っていただくためのフォーラムや、県民が森林に関心を持っていただけるようなイベント等に参加しやすいかたちで開催するとともに、子供たちを対象とした森林環境教育を積極的に推進していきたいと考えています。 また、私たちが暮らしや社会の中で森林や木材とのかかわりを感じることができ、森づくりの意義を理解できるように、様々な場面で森づくりに参画できる企画も検討したいと考えています。 森林所有者に対する啓発については、これまで行ってきた林業普及指導員による林業技術・経営指導を充実させて対応していきます。
26	県民意識の 醸成	所有森林の管理を決めるのは森林所有者である。その森林所有者に自分の山に足を運び、所有山林の境界や状況を再認識してもらって施策を充実していただきたい。	
27	県民意識の 醸成	税を払ったからと、不特定多数の人が山へ入ってゴミを捨てたり、火の不始末をしないよう方策を考えていただきたい。	
28	県民意識の 醸成	県民が主体となる森づくりの促進や森づくりへの県民意識の高揚、ボランティア活動の促進などを県民全体で盛り上げる組織や仕組みが必要なのではないか。	

NO	項 目	意見の内容	県の考え方
29	県民意識の醸成	税は、行政にしかできない分野に特化すべきで、森林環境教育など民間ができることは民間に任せてほしい。	次代の森づくりを支える子供たちが、森林に関する多様な体験や活動などを通じて森林の大切さや役割について学ぶ「森林環境教育」は、将来にわたる県民参加の森づくりを支えるための重要な施策であると考えています。 そのため、新たな税を導入するとした場合、その使途として「教育機関と連携した森林環境教育の指導者の育成やカリキュラムの充実」や「森林の大切さを教える副読本の製作・配布」などに取り組みたいと考えています
30	県民意識の醸成	実際に森林の公益性を高める活動にのみ使途とすることとし、森を楽しむ企画などむしろ森林の受益活動すると認められるような森林環境教育には税を使途しないようにしてほしい。	
31	県民意識の醸成	副読本の制作・配布により森林環境教育を推進するとあるが、学校にはこの類の副読本が数多くあり、十分な効果を期待できないのではないのか？	
32	森林資源の利用促進	県産材の利用促進が特に必要であるため、力を注いでいただきたい。	豊かな森を育むためには、私たちが木製品や木質バイオマスを利用するなど、暮らしの中で森とのかかわりを持つことが重要です。このため、 ・県産材を使った住宅のPR・普及促進 ・公共施設の木質化による県産材の利用促進 ・建築廃材など木材廃棄物の利活用の促進 ・県産材利用に関して広く県民にアドバイスする県産材アドバイザーの活動支援 ・県産材の新たな利活用が見込まれる事業提案への支援 などを積極的に行い、県産材や木材廃棄物の利活用を促進したいと考えています。 また、木質廃材等のエネルギー利用技術開発なども取り組んでいくこととしています。
33	森林資源の利用促進	国、県、市町村など公共施設への積極的な県産材利活用をお願いしたい。	
34	森林資源の利用促進	個人住宅や施設に県産材を活用した場合の支援方策を検討していただきたい。	
35	森林資源の利用促進	現在のところ県内の森づくりは森林整備一色である。材を使うという視点も同等に考えていただきたい。	
36	森林資源の利用促進	県産材のブランド化を図れないか？また、住民からの寄付により公共のベンチ等を制作して、そこに寄付者の名を入れるような取り組みも県外では行われている。	
37	森林資源の利用促進	木質バイオマスや木材チップなどの活用方法をどう考えているか？ また、エネルギーとしての活用をどう考えているか？	
38	森林資源の利用促進	山里が荒れた大きな原因は木材価格の低下にあります。私のお願いは、政策の中に県産材を売るプログラムを組み込むことです。	
39	森林資源の利用促進	良質材で知られるタテヤマスギの市場開拓や木質バイオマスの利活用技術の開発に力を注いで頂きたい。	
40	森林資源の利用促進	森林組合や製材業者、各種企業などのタイアップの方針は？	森林組合、製材業者、大工・工務店、設計士、各種団体、森林所有者、行政で構成する「神通川・庄川流域森林・林業・木材産業活性化センター」では、「とやま県産材情報システム」を整備し、県産材の需給や在庫量、価格、家づくりなど、需給者ニーズにあった製品の安定的な供給のため情報を発信しています。 県では、今後、より多くの情報が提供されるよう、活性化センターの活動及び上下流連携に支援していききたいと考えています。

NO	項 目	意見の内容	県の考え方
41	提案型事業	県の施策も大変幅広いですが、森づくりの活動を担う方々(団体、個人、地域など)からの新たな視点での支援策の要望もあると思います。推進方策や支援策については、県民や団体等から公募や提案する方策もあってよいのでは？	また、県民全体で支える森づくりの趣旨に照らして、効果が期待されるような県民からの新たな視点でのアイデアに対しては、支援を行うことが有効と考えられることから、提案型事業の創設を検討したいと考えています。
42	提案型事業	使途については、公募によることとし、県民の知恵が有効に活かされるようにしてほしい。	
43	提案型事業	住民(県民)が参加し、森づくりについて提案できるのか？	
44	作業道の整備	森林を手入れするには作業道が不可欠であるので、税の使途に盛り込んでほしい。	林道や作業道の整備は、従来の財源で推進しています。重労働といわれる森林作業の軽減と森林管理コストの低減を図るため、今後も着実に推進していきます。
45	作業道の整備	林道や作業道の整備を積極的に進めていただきたい。	
46	作業道の整備	山林を整理するには、林道の整備が必要である。	
47	作業道の整備	ボランティアを導入するためのアクセス確保のため、作業道や林道の整備が必要である。	
48	地域通貨	森づくりサポートセンターに登録すれば、その活動に応じて「森林地域券」などを発行し、県産材製品を買うことができることとすれば、ボランティアの不足、県産材製品の低迷などに効果があると思う。	地域通貨は、地域の人々が知恵や汗や才能を出し合って、市場経済とは全く別の新しい価値観を形成し、地域で自分たち独自の通貨を循環させながら、コミュニティの再構築、支え合いの地域づくりをしていこうというもので、各地域が主体的に行う取組みと言われています。 しかしながら、県としては、この地域通貨は森林ボランティアなどの森づくり活動を支援するうえで有効な手段になると考えられますので、各地域での取組みが出てくれば、提案型事業としての採択も考えています。
49	地域通貨	個人・法人に『一律課税』するという案はいかがなものかと考えます。 自ら汗をかいって頑張ろうという人をこれから増やしていくためにもそういう意欲を喚起する政策を望みます。 具体的には一定の役割を果たした人に対し『森林チケット(仮称)』を発行しそれで本均等割を支払うことができるという制度などが考えられます。	なお、一律課税については、森林の持つ公益的機能(水源かん養や山地災害の防止など)は、個人・法人に関わらず、県民全体に等しく及ぶものと考えられることから、森づくりに必要な新たな財源は、県民全体で広く分担する必要があると考えられます。さらに、それらを分担することにより、森づくりへの参加意識を持ってもらう効果が期待されます。このように、「県民全体が広く薄く分担して、森づくりを支えていく」という森づくりのための新たな財源の趣旨を考慮し、県民全体で等しく負担していただくこと(地域会費的な負担)が適切であると考えたところです。

NO	項 目	意見の内容	県の考え方
50	評価・改善	税が具体的にどのように投入されたのか明確に示し、その変化についても報告してほしい。生きた税の使われ方を切に願いたい。	計画段階から実施に至るまでの過程や、事業の実施後の状況や効果について、わかりやすく公表したいと考えています。 また、森づくりの計画や実行に対して、県民から寄せられた意見などをもとに計画・実行の評価を行うとともに、それらの改善を行うための体制を作りたいと考えています。
51	評価・改善	森づくりについて評価し、改善していくことは重要なことだと思うが、誰が評価するのか？ また、その結果はどのように私たちに伝えてもらえるのか？	
52	評価・改善	ソフト４億、ハード１２億という必要額が示されているが、これを誰が分配し、誰が使い、どのように森林整備を進めていくのか？	
53	税全般	なぜ、新税なのか。既存の財源との棲み分けはどうなるのか？	森林の公益的機能（水源かん養や山地災害の防止など）は、県民全体に及ぶことから、森づくりに必要な新たな財源は、県民が広く分担する必要があると考えられます。さらに、それらを分担することにより、森づくりへの参加意識を持ってもらうことが肝要であるとの観点から、森づくりに必要な新たな財源としては、県税の中でも「県民税」が適当であると考えられます。 その使途としては、 （１）県民参加による里山の再生整備 （２）放置林等の針広混交林への誘導や風倒木など災害林の復旧などによる森林の公益的機能の維持・向上 などについて、既存事業では実施ができない新たな視点による施策を推進していきたいと考えています。 なお、既存の国の制度や補助金もこれまでと同様に活用しながら、引き続き、森林の整備を進めていくこととしています。
54	税全般	税の使途を見ると、これまで一般財源で実施してきた事業のように見えるのですが、全ての県民に負担をさせる必要が本にあるのでしょうか？	
55	税全般	私はこの方法でよいと思いますが、５００円という新税は２０代などの若い方から理解が得られているかわからないと思う。	
56	税全般	街に住む人から５００円の負担に対し賛成が得られるか。	平成１７年８月に実施した「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」の結果によると、「２０～２９歳」では８６．９％、「市街地、郊外に住んでいる」とした人では８７．８％が「５００円程度であれば負担してよい」と回答されているところです。 今後ともその趣旨について理解が得られるよう努力したいと考えています。
57	税全般	森林環境税の他県の状況はどうなっているのか？	
58	税全般	森林所有者は採算性の悪化からお金を出してまで整備する人は少なくなっている、また、不在村者等もいることから、所有者の負担とならない方法を検討していただきたい。	県民の安全・安心・快適な暮らしを守るために、森林の公益的機能の維持・向上を目的として実施するものであることから、森林所有者の負担は想定していません。 一方、事業を実施した森林に対しては、単に森林所有者のための整備とならないよう、一定の制約を設けることなどが必要と考えています。

NO	項 目	意見の内容	県の考え方
59	税全般	森林環境税という名称をもっと柔らかく県民に親しみやすい表現とすることはできないか？	県民の皆様からのご意見や検討委員会等での議論も踏まえて、より親しみやすい名称にしたいと考えています。
60	税全般	平成12年度に八代環境パトロール隊を結成し、自然林の景観保護や不法投棄物の回収、投棄の防止、産地災害の早期発見などの活動を行っている。現在の自然林の状態に心が痛み、植樹祭の開催を市に働きかけるとともに、自らももみじの植林を始めたところである。今後は、村民が楽しめる森林づくりを進めたいと思っている。森林環境税は自分の望むところであり、協力を続けたい。	県民全体で支える森づくりは、県民の皆さんがプランから実施に至るまで主体的に参画していただくことが基本です。このような取り組みの手法が広がることにより、森林の役割、新たな税を導入した場合のそれによる対策と効果などが県民の皆さんにわかりやすいものになっていくと考えています。また、県では、税による対策が、いつ、どこで、どのように行われるのかなど、できるだけ多くの県民の皆さんに参画していただけるように情報提供に努める必要があると考えています。
61	税全般	税額は1期5年間の間に値上げされることはあるのか？	5年間は同額として、県議会に提案したいと考えています。
62	税全般	税は1期5年間とあるが、2期、3期と継続していくのか。	課税の期間については、当面「5年間」として提案し、5年経過時点で、事業の達成度や社会情勢、住民意識の変化などを勘案し、検討することとしたいと考えています。
63	税全般	森林の公益性のうち、大気や災害面は、応分性や不確実性ということから、県民税の均等割である程度の公平性が保たれると考えるが、水としての受益は、実際に測定可能であり、飲料メーカーなど受益に偏りが見られることから、公正性の観点から、地下水などの使用量に応じて負担するなど、別途考慮されるべきである。	県では、「地下水の採取に関する条例」を定め、地下水の取水規制を実施しています。 この条例では、富山市及び高岡市並びにその周辺地域を規制地域又は観察地域と定め、一定規模以上の地下水を取水している事業所等について、取水量の報告を義務付けています。 しかしながら、当該地域内での一定規模以下及び当該地域外での地下水の取水については、把握が困難となっています。 このため、公平性の観点や、税を導入した場合の徴税コスト等の面からも問題があるものと思われます。 森林の持つ様々な公益的機能は、その受益が県民全体に及ぶことから、森林の特定の機能のみに焦点をおくのではなく、その公益的機能全体を対象としているという点をご理解いただければと思います。
64	基金	使途については、税収があるから税収分を使うというような安易な方法ではなく、次世代が良識を持って使えるように基金を積んでいくことも検討してほしい。	県民税均等割への超過課税方式では、法定外目的税のように使途が特定されていないため、そのままでは他の普通税の税収と区別されないことになります。そこで、県民全体で支える森づくりの推進という目的のために直接使われることを明確にした基金を創設し、そこに新たな県税相当額を繰り入れることにより、他の財源と区別して管理することを考えています。
65	条例	森林所有者の責務や県民の役割について、「協力」や「積極的な参加・取組み」など強制的な文章となっているため、「～に努める」という表現にすべきである。	条文では、ご趣旨のような表現となるように考えています。

NO	項 目	意見の内容	県の考え方
66	その他	県民意識調査の対象は？ 満20歳以上2,500人はどうやって選んだのか？	「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」の対象者は、各市町村の住民基本台帳から単純無作為によって抽出しました。 調査方法は、郵送返送方式を採用し、この方式での平均的な回収率は30～40%程度といわれており、本調査における51.6%は高い回収率であったと考えています。
67	その他	県民意識調査の回収率が51.6%では低いと思う。この中で税の導入に賛成意見が多かったからといっても信憑性に欠けると思うが。	また、回答者数では1,289人であり、回収数の目安となる「統計学上の信頼度95%」を得るために今回必要であった回収数約400人を大幅に超えており、アンケートの結果としては信憑性の高いものであると考えています。
68	その他	機関造林地の手入れ不足も深刻な問題となっているが、この税が、県有林や公社造林地への管理にも使われるのか？	森林の公益的機能の維持・向上などのために、既存事業では取り組めなかった新たな視点による取組みを推進していきたいと考えています。
69	その他	造林公共事業による整備について、これまでの予算で十分な管理ができていると思われるか？	高齢化や担い手不足、さらには木材価格の低迷などから、森林所有者による森林管理は一部でうまくいけなくなり、手入れ不足の森林が発生しているのが現状です。 今後は、コスト低減のための団地化や施業方法の省力化などによって、一定レベルの管理水準が維持できるよう努めていきたいと考えています。
70	その他	高岡近郊の山林では台風被害時に公道等に倒れた木を所有者の責任で撤去していただいたが、その際、「山林を寄付したい」「県で買ってほしい」との声が聴かれた。このような山林の買い取りや管理受託等に取り組んでいただきたい。	新たな財源による事業展開については、 県民全体に受益を提供するものであり、その成果が実感できるものであること 既存の施策では取り組めない独自性や先進性があること 森林所有者の財産形成を主目的とするものでなく、森林環境を保全し、森林の公益的機能を持続的に発揮させるものであること などが重要と考えています。
71	その他	「里山の放棄」や「放置人工林」に関する問題は、本来「私有財産の管理」に関することであり、税を投入して個人財産の保全を図る必要があるのであれば、私有財産に対する措置（収用手続きなど）を併せて検討すべきではないか？	このように、あくまでも、県民の皆様の安全・安心・快適な暮らしを守るために、森林の公益的機能の維持・向上を目的として実施するものです。 また、協定に基づいて事業を実施するなど、単に森林所有者のための整備とならないよう配慮することが必要と考えています。
72	その他	民業圧迫とならないように公社（とやまの森づくりサポートセンター）は無料または原価を割り込んだ事業を行わないようにしてほしい。	ボランティア活動の支援のためにおこなうもので、民業圧迫にはならないようにと考えています。
74	その他	「植生自然度本州一」との記述がありますが、この出典を教えてください。	富山県環境白書（平成17年版）第4節の中に、本県の植生自然度についての記載があります。 なお、植生自然度の結果は、環境省が平成6～10年度に実施した「緑の国勢調査」によっています。

NO	項 目	意見の内容	県の考え方
73	その他	高岡市中心部から西山地域の景観を見ると、土砂採取などで無惨な状況となっている。 景観条例や今回の森づくりの基本に反する行為ではないだろうか？	森づくりは、将来にわたって森林のもたらす恵みを享受することができるよう、長期的な展望に立ち、多様な生態系に配慮しつつ、地域の特性に応じて推進されるべきだと考えます。 このために、地域の森づくりの実行計画である市町村森づくりプランの策定段階で、「森づくり協働会議（仮称）」を開催するなどにより、地域住民や森林所有者などの意見・提案を反映していただくことが望ましいと考えています。
75	その他	税金の無駄遣いを正すことが必要ではないか？	森林保全のための財源は、まず県自らが改革を行い、無駄な出費をなくして生み出そうとするのは当然のことです。 一方、今回の森づくりのための新たな財源は、これまでのような林業振興関連に比較的焦点をおいた施策のためではなく、森林の持つ公益的機能の維持という（県民全体が受益を得るための）新たな視点による施策に基づき実施される事業のための財源であると考えています。